

氏名	柄木田 康之
学位の種類	博士（国際政治経済学）
学位記番号	博 乙 第 3012 号
学位授与年月日	令和 3 年 7 月 31 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	ミクロネシア周辺社会の国家編入と貨幣経済化における適応過程－対抗的客体化と贈与関係の流用－

主査	筑波大学	教授	博士（文学）	関根 久雄
副査	筑波大学	准教授	博士（文学）	鈴木 伸隆
副査	筑波大学	准教授	博士（学術）	木村 周平
副査	京都大学大学院	教授	博士（文学）	風間 計博

論文の要旨

本論文は、ミクロネシア連邦共和国ヤップ州内の離島オレアイ環礁を中心に、ヤップ州を構成するヤップ本島と離島間の伝統的取引ネットワーク（サウエイ）ならびに離島社会の社会的・経済的変容に関わる文化的様相を、第二次世界大戦後から 2000 年代初頭までの期間に生じた外部社会への統合過程に注目して明らかにすることを目的としたものである。ミクロネシア連邦は第二次世界大戦後に国連信託統治領として米国統治下に入り、1986 年からは米国との間で自由連合協定を締結した上で独立した。そのマクロレベルの政治的動向はヤップ州内においても離島を含めて多大な社会文化的な影響を与えてきた。そのような外部社会への統合と自立に見られる過程を、本論文では、文化の対抗的客体化と伝統的贈与関係の視点から考察している。さらに考察を進めるにあたって、本論文は、人類学史における異文化表象の権力性に関する議論を踏まえ、現地社会を「孤立した社会の一貫した社会・文化」として静態的に捉えるのではなく、第二次世界大戦後の米国統治からミクロネシア連邦独立に至る政治経済的文脈との関連で動的に描き出すことにも留意した論文である。

本論文は全体で次の 10 章で構成されている。

- 第 1 章 序論
- 第 2 章 生活世界の構造と交換
- 第 3 章 サウエイ取引ネットワーク
- 第 4 章 ヤップ州の離島からみた都市化
- 第 5 章 ヤップ州における伝統的首長の創造
- 第 6 章 公務員の離島アイデンティティ
- 第 7 章 文化確認とその余波
- 第 8 章 離島の土地獲得戦略における階層関係の持続と変容
- 第 9 章 移民の葬儀における現金の集積と取引パートナー
- 第 10 章 結論

第1章では本論文の目的と研究課題について、主に周辺民族への歴史人類学的アプローチに関する先行研究を手がかりに論述し、本論文の考察および分析に係る枠組みを明示している。

続く第2章では、ミクロネシア連邦ヤップ州オレアイ環礁の生活世界について、母系親族集団成員の権利と義務に深く関わる屋敷地 (*bugot*) に関する記述を中心に、土地制度、ジェンダー、生業活動など多岐にわたり述べられている。

第3章では、ヤップ本島と離島間に存在する伝統的取引ネットワーク (サウエイ) について考察している。サウエイによる取引はヤップ本島ガギル地区を頂点に、そこから離島社会に広がる階層関係を反映した贈与交換である。著者は、現在でもサウエイ取引ネットワークがヤップ本島と特定の離島社会との間を個別に結ぶ取引ネットワークの束としてあり、離島社会の生存戦略において重要な役割を果たしていることを強調している。

第4章では、ヤップ州内の離島の一つであるオレアイ環礁出身者の移動をヤップ州内だけでなく米国までも視野に入れ、世帯間の仕送りとライフストーリーの分析から考察を行っている。島を越えた親族のネットワークは、1960年代以降に活発化する同州の社会的経済的発展と深く関わる。離島民の移動は必ずしも経済的理由だけでなく、米国からミクロネシア連邦に対する手厚い援助に基づく教育、医療、公的雇用が確保されたことにも関係しているという。著者は、オレアイ環礁の人々が州内の社会的経済的変化に対して親族ネットワークを利用して主体的に向き合っていることを指摘している。

第5章では、国連信託統治期におけるヤップ本島と離島社会への民主主義制度の導入と、同時期に設置された2つの伝統的首長会議について分析している。著者は近代的制度としての民主主義と伝統に基づく世襲制双方の錯綜の中から、「伝統的」首長会議が新たに創り出されたことを指摘している。

第6章では、離島社会が州政府に「周辺の」に編入された結果生じた離島出身者の民族意識の覚醒を、離島出身公務員エリートたちによって設立された任意団体「海の民」に注目して分析している。

さらにそのことに関連して第7章では、1986年と1993年にオレアイ環礁で開催された「オレアイの伝統文化を確認する会議」を分析している。これら2つの会議は「伝統」を議題とし、特にオレアイ環礁地域におけるタブー概念を再確認するとともに、それを実際に適用することで、近代化に伴う社会変化に対応しようとする試みであった。しかし著者は、実際に「伝統」概念を運用する場面では伝統的権利に関する集団間の認識の齟齬が露呈し、伝統文化の再生産がオレアイ環礁という一地域内においても統一的に扱われ得ないことを、伝統的海面権に関する事例を通じて明らかにしている。

第8章と第9章は離島出身者の移民先での貨幣経済化への対応について検討した章である。ヤップ州内の伝統的政治体制は上位のヤップ本島と下位の離島間の階層的関係で構成されるが、現在ではそのような伝統的関係に加えて、離島社会の人々は近代的諸制度との間にも新たな関係を築いている。そのことに関連して第8章では、離島出身者たちがヤップ本島内に自分たちのコミュニティ用の土地を獲得する過程を描き、伝統的関係からの離脱と、離脱のために逆に離島の人々が伝統的アイデンティティを強化するという状況にあることを示している。また第9章では、近年離島出身者がグアムなどの米国領へ移民として出かけ、客死するケースが増えていることに着目し、その際の遺体の搬送と葬儀にかかる莫大な経済的負担が大きな問題となっていることが取り上げられている。著者は、医療と葬儀の貨幣経済化への対応として、離島出身者が複数の地域に拡散している同郷者ネットワークの民族的アイデンティティを強化していることを指摘している。

最後に第10章では、離島社会の人々が「離島」という対抗的カテゴリーを形成し貨幣を集積すると同時に、サウエイ取引パートナーとの互酬の関係という2つの戦略を使い分けていることを論述している。近代的国家制度のもとにあるヤップ州社会において、現在のヤップ本島と離島の関係は、民

族的な差異に類する画一的な対立関係が形成されているように見えながらも、同時に両者間の伝統的
交易関係における互酬性の論理による共生もみられる。近年の現金による離島コミュニティ用地の獲
得活動、医療・貨幣経済化された離島出身者の葬送儀礼において、離島アイデンティティに基づき貨
幣が集積される一方、貨幣の必要性を打ち消すため伝統的取引パートナーとの関係が流用されている
ことを指摘している。そして、第二次世界大戦後にヤップ本島と離島の二元化と格差が進行する過程
において両者の関係は対立的に変化してきたが、伝統的取引パートナー間の交換行為は離島の人々が
近代的行政や市場経済の文脈において生存できない時に再生産される領域であり、現代社会における
サバルタンの公共圏の形成要因として存在していることを指摘して、結論としている。

審 査 の 要 旨

1 批評

本論文は、第二次世界大戦後のミクロネシア連邦ヤップ州におけるヤップ本島と離島社会との関係
性の変化を、米国統治及びその後の自由連合協定下での独立といった近代的諸制度の導入に伴う都市
化、首長制の創出、文化的アイデンティティの強化や階層性の変化などを手がかりに民族誌的に描き
出した人類学的研究である。断続的に 20 年以上にわたり行ってきたフィールドワーク（参与観察）
によって得られた豊富な経験的データは、一次資料としての価値も高い。特にヤップ州社会の社会秩
序において重要な意味を持つ本島・離島間の階層関係およびそれに付随する様々な社会的諸規制の近
代化の文脈における変化の諸相を論じた人類学的研究は希少であり、太平洋島嶼地域研究ならびに小
島嶼社会の生存戦略に関する人類学的研究に大きく貢献するものである。結論において著者が指摘し
た、離島社会の人々が自らを「海の人々」と客体化し、それに基づいて現金を集積し、ヤップ社会に
浸透する近代的諸制度（貨幣経済化を含む）に対抗しようとする戦略性や、ヤップ本島と離島間の伝
統的取引ネットワーク関係（サウェイ）が離島社会の人々の現代における生存戦略に積極的に用いら
れている様相は、グローバル社会との連続性を必然とする現代太平洋小島嶼社会における政治的権威
と島嶼住民との複雑な内面的葛藤に関する質の高い考察と資料を提示するものと言える。

米国とミクロネシア連邦政府との間で締結されている自由連合協定に基づく多額の支援とヤップ州
社会における伝統的事象との関連性など、グローバルな視野からの考察がやや不足しているものの、
現代太平洋島嶼社会研究における一つの人類学的到達点として高く評価されるべき論文である。

2 最終試験

令和 3 年 5 月 17 日、人文社会科学科学研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、
本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、
著者が「人文社会科学研究所論文審査等実施細則」第 10 条(3)に該当することから免除し、審議の結
果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（国際政治経済学）の学位を受ける
に十分な資格を有するものと認める。